

大阪・夢洲地区特定複合観光施設設置運営事業
環境影響評価方法書（抜粋版）

【大阪市環境影響評価専門委員会説明資料】

令和4年5月31日

大阪IR株式会社

第1章 事業計画

1.1 事業者の氏名及び所在地

名称：大阪IR株式会社

代表者：代表取締役 エドワード・バウアーズ

代表取締役 高橋 豊典

所在地：大阪市北区中之島三丁目3番23号

1.2 対象事業の名称、目的及び内容

1.2.1 対象事業の名称

対象事業の名称：大阪・夢洲地区特定複合観光施設設置運営事業

1.2.2 事業の種類

- ・自動車ターミナル法第2条第4項に規定する自動車ターミナルその他の自動車の駐車のための新設の事業（同時に駐車することのできる自動車の台数が1,000台以上である駐車場等を設けるものに該当。）
- ・都市計画法第4条第12項に規定する開発行為を伴う事業（施行区域の面積が50ヘクタール以上であるものに該当。）

1.2.3 事業の目的及び経緯

(1) 事業の目的

本事業は、特定複合観光施設区域整備法（平成30年法律第80号。以下「IR整備法」という。）に基づき、大阪・関西が有するポテンシャルと民間の創意工夫を最大限活かしつつ、大阪・夢洲において特徴的な建築物などにより来訪者に新鮮な驚きや感動を提供する“WOW”体験と大阪・関西が誇る観光・文化などの魅力が融合した新しい“WOW”を地域に届け、地域とともに創出する“WOW” Nextをビジョンとし、観光先進国の実現に向けて水都として発展してきた大阪の伝統・精神を継承し、あらゆるものを「結ぶ」結節点となる「結びの水都」を開発コンセプトとする大阪IRを整備することで、大阪をはじめ、関西・日本全体の更なる観光及び経済振興の実現をめざすものである。

(2) 事業の経緯

我が国では、観光が成長戦略の柱であるという認識のもと、2030年に訪日外国人旅行者数を6,000万人とする目標が掲げられており、国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現し、観光及び地域経済の振興に寄与するとともに財政の改善に資することを目的として、2013年12月に、「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案」（IR推進法案）が上程された。このことを受け、大阪府・大阪市が連携してIR立地準備に取り組むための大阪府市IR立地準備会議が設置された。2014年4月に、大阪府市IR立地準備会議において、「大阪における統合型リゾート（IR）立地に向けて～基本コンセプト案～」が示され、以下の理由により、IR立地の候補地として、

「夢洲を軸とした大阪市内ベイエリア」が選定された。

- ・ 都心と隣接したところに広大な用地の確保が可能であること
- ・ 臨海部のため、海を活かした非日常空間が創出できること
- ・ 都心や関西国際空港との高速道路が整備されるなど、周辺都市のみならず、西日本各地とのネットワーク形成が可能であること
- ・ 地震や津波など災害に対する安全性の確保が可能であること

2014年10月に、夢洲での国際観光拠点の形成について検討するため、関西経済3団体、大阪府・大阪市で構成する「夢洲まちづくり構想検討会」が立ち上げられ、2017年2月には、IRを核とした国際観光拠点の形成を実現するための指針である「夢洲まちづくり構想（案）」が取りまとめられた。その後、パブリック・コメントの結果等をふまえて、2017年8月に「夢洲まちづくり構想」が公表された。

2016年12月に「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律」（平成28年法律第115号。以下「IR推進法」という。）、2018年7月に「IR整備法」が成立したことに伴い、2019年2月には、大阪府・大阪市により、大阪IR基本構想案がまとめられた。

これらの状況を踏まえ、2019年12月に、関西経済3団体、大阪府・大阪市により、国際観光拠点の形成に向けた具体的なまちづくりの方向性を示す「夢洲まちづくり基本方針」が策定された。

1.2.4 事業の内容

(1) 事業の位置

事業計画地が位置する此花区夢洲は、図1.2.1に示すとおり大阪市の臨海部にある面積約390haの埋立地であり、大阪港に位置している。

夢洲内の東側は高水準のコンテナ物流拠点として夢洲コンテナターミナルがすでに供用している。西側は廃棄物埋立処分場であり、その一部に大規模太陽光発電施設（メガソーラー）が設置されている。事業計画地は図1.2.1または図1.2.2に示すとおりであり、約64.2ha（想定）となる。

また、計画地南側及び西側は2025年日本国際博覧会の会場予定地（約159ha）となっている。

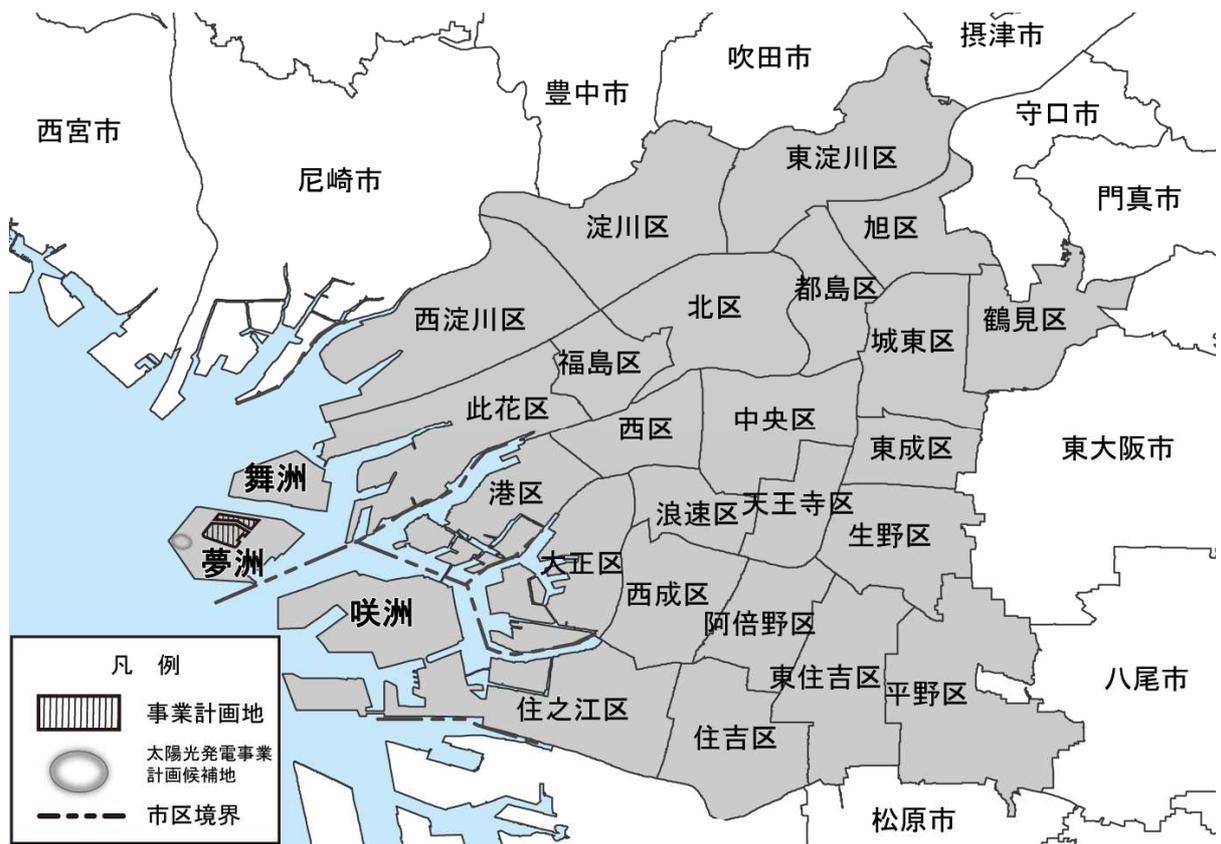
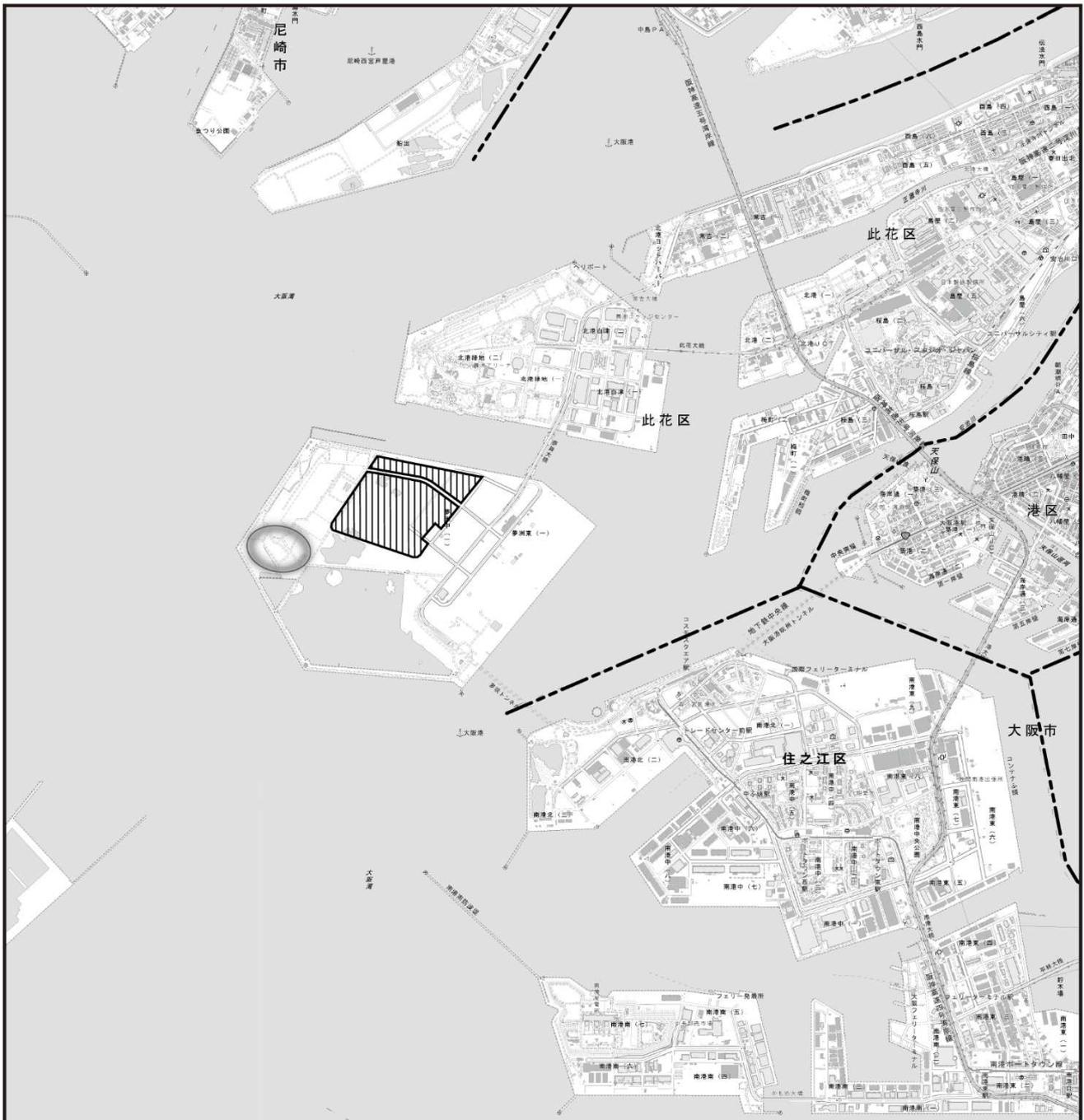


図 1.2.1 事業計画地の位置図（広域図）



出典：本図は、電子地形図25000（国土地理院）を加工して作成した。

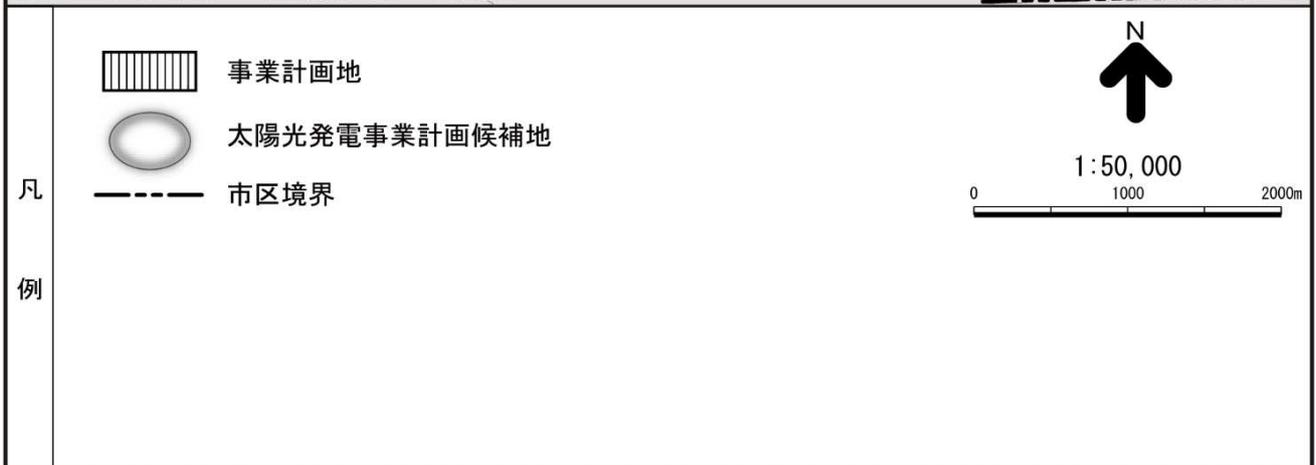


図 1.2.2 事業計画地の位置図

(2) 事業の概要

本事業は大阪市此花区夢洲中一丁目の一部ほか位置する計画地の土地に、会議施設、展示等施設、劇場、ミュージアム、飲食施設、バスターミナル、フェリーターミナル、宿泊施設、カジノ、駐車場、太陽光発電設備を主要な用途とする建築物等を計画するものである。

対象事業の内容の概略は表 1.2.1 に示すとおりである。

表 1.2.1 事業の概要

項目	内容
計画地	大阪市此花区夢洲中一丁目の一部ほか
計画地面積	合計：約 64.2ha (想定)
延床面積の合計	約 848,000 m ²
建築物の最高高さ	約 135m
主要用途	会議施設、展示等施設、劇場、ミュージアム、飲食施設、バスターミナル、フェリーターミナル (係留施設を併設)、宿泊施設、カジノ、駐車場、太陽光発電設備
来場想定者数	年間来場者数：約 1,987 万人、日最大来場者数：約 10 万人
駐車台数	約 3,200 台
想定工事期間	2023 年度春～夏頃から 2029 年度夏～秋頃
想定供用時期	2029 年度秋～冬頃

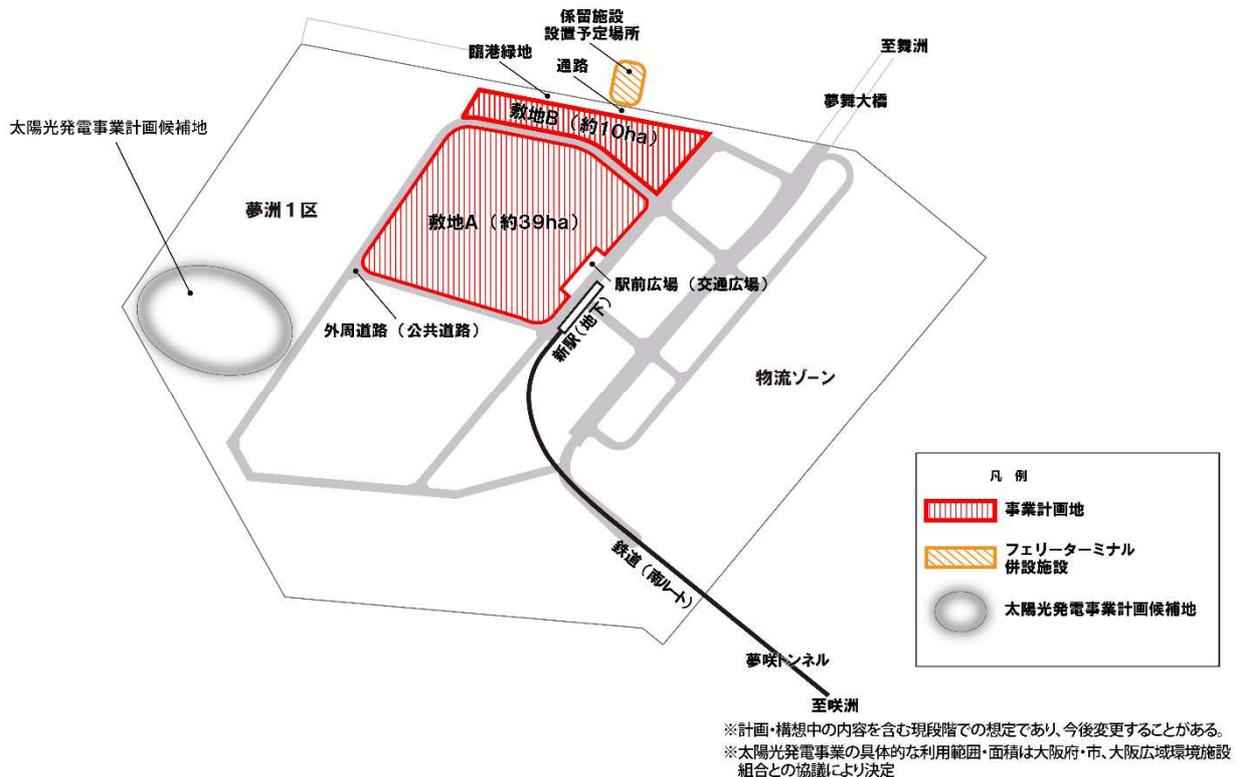


図1.2.3 本事業の対象範囲図

(3) 土地利用計画

開発コンセプト「結びの水都」の4つのテーマ「大阪・関西を世界とつなぐ関西ゲートウェイ」、「ここにしかない最高のエンターテイメント」、「未来を創出するイノベーション」、「大阪の発展を象徴する水」に基づき、夢洲のポテンシャルを活かす4つのゾーンを設定し、異なる特徴を有する各ゾーンが他のゾーンと連携し相互作用を誘発するような計画とする。

1. 「関西ゲートウェイ」ゾーン

新駅などの多くの来訪者が集まる交通拠点を起点に、大阪・関西及び日本の「観光ゲートウェイ」として送客施設やエンターテイメント施設などを配置し、更なるエンターテイメント体験を求める来訪者をI R内部へ誘引するダイナミックな空間構成とする。

2. 「イノベーション」ゾーン

MICE 施設を中心にイノベーション創出につながる施設を配置し、新たなビジネスの創出を促す、付加価値創造のための拠点とする。

3. 「ウォーターフロント」ゾーン

海に囲まれた立地という夢洲の最大の特徴を生かし、来訪者に豊かな水の風景によるうるおいと安らぎを与え、大阪・関西の新しいパブリックスペースとして多くの人が集い、憩う空間とする。

4. 「結びの庭」ゾーン

上記3つのゾーンに囲まれた敷地中央部にある大規模なオープンスペースであり、隣接するゾーンによる多様な体験の表出、混ざり合い、相互作用を生み出しながら、大阪I Rでしか体験できない魅力的な空間を創出する。

(4) 施設配置計画

計画建築物の配置計画は、表1.2.2、図1.2.4に示すとおりである。

主要な用途は展示場、集会場、宿泊施設、遊技場、劇場、飲食・物販店舗、バスターミナル、観光案内所、フェリーターミナル、美術館、エネルギーセンター、駐車場等である。駐車場は約3,200台分を整備する計画である。

表 1.2.2 施設一覧（計画概要）

エリア	施設	主要用途
敷地 A	MUSUBI ホテル	宿泊、飲食、物販、駐車
	関西ツーリズム センター	旅客・物資等のバス乗降、観光案内所、物販
	MGM 大阪	宿泊、カジノ、劇場、飲食、物販、店舗、駐車場
	MICE 施設（国際会議施設、展示等施設）	展示、集会、飲食、物販、駐車
	エネルギーセンター	事業地内への電力供給等
結びの庭ゾーン	結びの庭	屋外空間、飲食
敷地 B	ウォーターフロントゾーン	関西アート&カルチャーミュージアム・フェリーターミナル
	係留施設（フェリーターミナル併設施設）	船舶の入出港、停泊、旅客・物資の船舶乗降等
夢洲 1 区	太陽光発電設備	事業地内への電力供給等



図 1.2.4 事業計画地内の施設配置図

(5) 緑化計画

四季折々の彩を楽しめるよう、各ゾーンの演出に応じて多様な植物の導入をめざす。落葉樹を主体とした季節感のあるオープンなエリア、常緑樹を主体とし防風機能を備えたエリアなどの様々な水とみどりによる多様な空間の整備を検討する。海辺に位置する立地特性を考慮し、沿岸部では耐塩性を考慮した緑地の整備を検討する。

中央部に配置する「結びの庭」ゾーンでは、植栽面積を可能な限り広く確保することをめざす。また、在来種を基本として地域の生態系へ配慮した緑地整備を検討する。

外周沿道部には一定の植樹帯を整備することで自然環境の連続性の確保や自然再生に努めるとともに、夢洲まちづくり基本方針等を踏まえ、みどりを身近に感じ憩いや安らぎを提供する空間を創出することを検討し、敷地内部の多種多様な緑地を含めた生態系ネットワークの維持・形成をめざす。

(6) 供給処理計画

(a) エネルギー計画

(7) エネルギーセンター

本事業の施設で使用するエネルギーは主に電気及び都市ガスを計画しており、MICE 施設(展示場、集会場)、劇場、ミュージアム、飲食施設、宿泊施設、カジノ等で利用するエネルギー源については極力集中化を図るため、区域内全域に電気供給を行うとともに、敷地 A 全域に熱供給を行うエネルギーセンターを導入してエネルギーの一元管理を行って省エネルギーを促進する計画である。エネルギーセンターにはコージェネレーションシステムや海水熱利用システムといった省エネルギーシステムを導入する計画としている。

(イ) 自然エネルギー利用

上述のようにエネルギーセンターにて海水熱利用システムを採用する他、夢洲 1 区や MICE 施設等において太陽光発電設備の導入を積極的に行う計画である。なお、夢洲 1 区（「大阪ひかりの森」プロジェクト使用区域を除く）における太陽光発電設備の具体的な利用範囲・面積は、大阪府・市、大阪広域環境施設組合及び事業者による今後の協議により決定される。

(ウ) 非常時のエネルギー自立対策

施設全体において、計画策定段階において環境への影響を十分に考慮し、影響を抑制した計画となること、また、非常時に備え、インフラ途絶時において自立を図ることを目指して詳細を検討する。

(b) 水処理計画

上水道および工業用水を各々大阪市水道局本管から受水槽に受入れて日常消費するとともに、域内にて軽負荷排水である雑排水、厨房排水の再生利用を図る計画である。

また、此花区域の汚水排水、雨水排水方式に基づき、各々分流にて公共下水道へ放流する計画であるが、汚水に関しては下水放流量に制限があるため、年間何日か予想されるトップピーク時の対応として、汚水貯留槽による放流超過相当分の一時貯留および時間差排水を検討する。雨水に関しては、流出抑制義務はないが、水源が不足気味である敷地環境に考慮して域内再利用を検討する。これらの導入によりインフラ負荷軽減に配慮することとしている。